

平成30年鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
平成30年 3月 7日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
平成30年 3月 7日 午後1時00分						星 正 彦
閉会開議						議長
平成30年 3月 7日 午後1時59分						星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	1 1	岡 崎 邦 博	出 欠
	2	須 藤 信 一 郎	出 欠	1 2	須 山 由 紀 生	出 欠
	3	川 野 高 實	出 欠	1 3	須 藤 敏 夫	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	竹 内 利 一	出 欠		
	欠席 0人	6	田 中 二 三 輝	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	鯨 坂 省 治	出 欠		
		9	栗 田 幸 則	出 欠		
	10	久 保 田 正 之	出 欠			
会議録署名員	1 1	岡 崎 邦 博		1 2	須 山 由 紀 生	

職 務 出 席	議会事務局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務局次長	長 浦 良	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	白 石 秀 美	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進課長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興課長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権課長	石 井 通 稔	出 欠	上下水道課長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民課長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康課長	松 永 憲 昌	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成30年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月7日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針表明
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第3号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第6 議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第7 議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第7号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 鞍手町職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第11号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第12号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第13号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 専決処分の承認（平成29年度鞍手町一般会計補正予算第7号）
- 日程第17 議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第18 議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第18号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算
- 日程第22 議案第20号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 平成30年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第28号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更
- 日程第31 議案第29号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の一部変更

平成30年3月7日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成30年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

鞍手町総合福祉センター福祉棟の利活用について、行政報告をいたします。

鞍手町総合福祉センター福祉棟につきましては、平成29年12月定例会において、「鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を可決いただき、平成29年度末をもって廃止することとなったことから、平成30年度以降の借受者を選定するため、公募型プロポーザルを実施いたしました。

当該プロポーザルには、町内外から2事業者が応募され、選定にあたっては、副町長を審査委員長とする審査委員会により、厳正なる審査を行いました。

その結果、スカイコミュニケーションズ株式会社を代表とする共同企業体を個別交渉順位の第一位とし、交渉を重ねた結果、2月26日、本契約を前提とした「鞍手町総合福祉センター福祉棟賃貸借に関する覚書」を締結いたしました。

当該共同企業体は、分散型台帳ネットワーク、いわゆる“ブロックチェーン”に特化した技術者の育成や業務の受注、起業支援など柱とする「くらでブロックチェーンビレッジプロジェクト」を提案しており、近日中に新会社「くらでブロックチェーンビレッジ株式会社」を設立するなど、事業開始に向けて鋭意準備を進めております。

また、この新会社には、スカイコミュニケーションズ株式会社のほか、現在、国内外でブロックチェーン技術を活用した事業等を展開しているバコオア株式会社など計3社が資本参加されています。

以上、鞍手町総合福祉センター福祉棟にかかる利活用について、行政報告を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております統一的な基準による財務書類等の報告書、鞍手町立保育所統合に関わる基本構想及び専決処分の報告。

鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第73工区）（第74工区）（第75工区）請負契約の変更と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情1件は、お手元に配布しています陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、11番議員 岡崎邦博君及び12番議員 須山由紀生君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月23日までの17日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 町長の施政方針表明の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

平成30年第2回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、平成30年度の町政運営に関する私の基本的な考えと主要施策の概要について申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、7月に福岡県と大分県を中心とする九州北部豪雨が発生いたしました。幸いにも本町には、大きな災害の発生はありませんでしたが、いつ起こるかわからない自然災害に対し、今後も危機管理体制の充実・強化に努め、災害に強い安全安心なまちづくりに向けて引き続き取り組んでまいります。

本町におきましては、依然として厳しい財政状況や日本全体が抱える人口減少問題につきましても大きな課題となっております。しかし、本町はこのピンチをチャンスと捉えて、人口減少に歯止めをかけるための鞍手町にしかできない、鞍手町らしさを前面に押し出し、住民に選ばれる自治体となるべく、「鞍手町に住んでよかった。これからも住み続けたい。」と実感できるまちづくりに邁進し、教育を柱とする子育て環境の充実をはじめ、福祉にやさしいまちづくり、新たな観光資源や町の魅力の発信により地域を活性化する施策を進めていかなければならないと考えております。

そこで、平成30年度の主要な施策の具体的な内容であります。はじめに、庁舎等建設についてであります。

庁舎等建設につきましては、行政内部に設置する「鞍手町庁舎等建設推進本部」においてボトムアップによる検討を重ねた上で、町の附属機関である「鞍手町庁舎等建設検討委員会」において、建設地、規模機能及び基本計画(案)についてのご審議をいただき、昨年12月22日の最終答申を経て「鞍手町庁舎等建設基本計画」を策定いたしました。

今後は、この基本計画に基づき設計・施工という実行段階へと入ってまいります。主な財源として計画しております過疎対策事業債及び市町村役場機能緊急保全事業債の適用期限である平成32年度末の完成を目指して進めていく必要があります。平成30年度におきましては、基本設計業務のほか、平成31年度からの造成工事着工に向けて、墓所の移転

改葬、石炭資料展示場の移転整備及び文化財調査等の建設地の条件整備を進めてまいります。

次に、地方独立行政法人くらはて病院の移転・建替えについてであります。

くらはて病院の移転・建替えを進めるうえで一番の課題となっております医師の確保につきましては、河野公俊理事長におきまして理事長就任以降、多大なるご尽力をいただき医師確保に努めていただいているところであります。

また、今後4年間の病院運営のあり方を示す第2期中期計画の見直し案につきましても本議会に提案させていただいております。

くらはて病院の移転・建替えにつきましては、法令で与えられた権限の範囲において、くらはて病院と連携を図りながら、残された時間の中で移転・建替えが実現できるよう全力で進めて参ります。

次に、総合福祉センター福祉棟の利活用についてであります。

総合福祉センター福祉棟の利活用につきましては、行政報告でも申し上げましたとおり、分散型台帳ネットワーク、いわゆる“ブロックチェーン”に特化した技術者の育成や業務の受注、起業支援などを柱とする「くらはてブロックチェーンビレッジプロジェクト」を提案した共同企業体と賃貸借契約を取り交わすことといたしました。

取引の革命ともいわれるブロックチェーン技術は、今、国内外で大きな注目を集めており、金融のみならず、不動産や医療など幅広い分野での活用が期待され、経済産業省は、その市場規模が67兆円にも及ぶと試算しております。

当該共同企業体は、すでに海外に拠点を置きブロックチェーンに特化した技術開発に実績と信頼のある企業が中心となり新会社を設立します。本町としましても、様々な分野での応用が期待されているこの技術を町の課題解決に生かすため、新会社と協働して実証実験を行うなど、最先端の技術を軸とした新しい地方創生モデルの町となることを目指してまいります。

次に、鞍手インターチェンジ周辺の開発についてであります。

鞍手インターチェンジ周辺の用地約20万平方メートルの開発につきましては、事業主体であります鞍手開発合同会社が、第1次開発として約12万1,000平方メートルの用地について、開発行為、農地転用及び林地開発にかかる許可申請書を福岡県に提出しており、現在、審査中であります。許可後には、造成工事等が開始される予定ですが、約1万5,700平方メートルの町有地につきましては、進出企業が決まり次第、財産の処分について、議会にお諮りすることとしております。

次に、準用河川六田川の治水対策についてであります。

六田川の治水対策につきましては、検討委員会において調整池の設置により流量の調整を図る方法と河道拡幅により流下能力を高める方法とを合わせた対策が最も総合評価の高い案として答申をいただいております。

よって、この対策の実現に向け準備を進めており、平成30年度は、調整池の設置に必

要な用地の取得のため地権者への計画内容の説明と交渉を進めるとともに、河道拡幅工事の実施に必要な図面等を作成するための測量を実施することとしております。

次に、空家対策についてであります。

全国的な課題となっております空家対策につきましては、平成29年度国土交通省の補助事業で行いました先駆的空き家対策モデル事業に取り組み、空家所有者へのアンケート調査の結果を参考に鞍手町空家バンクのパンフレットや空家流通促進事業マッチングサポートマニュアルを策定しております。平成30年度は、これらの成果を具現化するために関連予算を計上しております。

次に、小規模企業等の振興についてであります。

国において小規模企業振興基本法が制定されたことにより、小規模企業の振興に関する施策を地方自治体が策定、実施する責務が明記されました。本町としましても、町内の商工事業者の約88パーセントを占める小規模企業者の振興に資するため、「鞍手町小規模企業等振興審議会」を設置し、理念や基本方針等を定めた条例の制定に向け、協議を進めてまいります。

次に、国民健康保険事業についてであります。

国民健康保険では、第5次鞍手町総合計画の基本施策として掲げております健康寿命を延ばして、健康で生き生きとした生活が送れるように行っている特定健診やがん検診、健康づくり教室への参加、促進を図るためインセンティブ事業を平成30年4月より実施し、国民健康保険被保険者に健康に対する意識づけを行うこととしております。

次に、食の自立支援事業についてであります。

現在、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等において、調理が困難な高齢者等に、自立支援及び栄養改善の観点から毎週火・木曜日の2回の夕食を提供し、併せて安否確認も行っているところであります。

介護が必要な高齢者を含め、何らかの支援を必要とする高齢者等に対しては、自立した生活を支援するための保健福祉サービスを提供していく必要性が高まっていくものと考えております。このことから、平成30年度より最大週7回、夕食の配食サービスを受けることができることとし、さらに高齢者等の自立を支援し、安否確認の強化につなげ、保健福祉の向上を図ってまいります。

次に、保育所統合についてであります。

第5次鞍手町総合計画では、待機児童が生じることのないよう公立保育所を統合したうえで、公立1所、私立2園の町内3園体制での保育を実施し、公私が連携しながら、それぞれの特徴を活かしたサービスの拡充を図ることとしております。

町立保育所の統合につきましては、行政内部に設置する「鞍手町立保育所統合に係る基本構想検討委員会」による検討を踏まえ、子ども・子育て施策の審議機関である「鞍手町子ども・子育て会議」へ鞍手町立保育所統合に係る基本構想（案）を諮問し、答申をいただいたところであります。

本基本構想では平成32年度から公立1所、私立2園の町内3園体制を構築することとしており、平成30年度は、利用者への周知など統合への準備を着実に進めてまいります。

次に、私立保育所整備事業についてであります。

先に述べました町立保育所の統合は、町全体で必要な保育ニーズを確保した上で実施していく必要があります、私立2園については認可定員の増加を予定しております。

そのため、平成30年度に鞍手のぞみ保育園の認可定員を10人増とし、平成31年度には、鞍手あゆみ保育園を30人増とする計画であります。鞍手あゆみ保育園は、園舎拡張が伴いますので、平成30年度は施設整備に対する補助金を計上しております。

次に、小学校施設整備事業についてであります。

これは、老朽化した校舎の屋上防水工事を行うものであります。具体的には古月・新延・室木小学校の校舎屋上防水シートが経年劣化により破損し雨漏りをしており、授業等に支障をきたしておりますので教育環境を整備するために防水工事を計画しております。

次に、英語教育支援事業についてであります。

これは、GTEC（ジーテック）と言われております、「読む」、「聞く」、「話す」、「書く」の4技能を測るテストを行い、生徒一人ひとりの力を把握し、その結果に基づき生徒の苦手な技能を分析し、先生へ指導の方法等の研修を行う事業であります。平成29年度は中学2・3年生を対象に実施してまいりました。その結果、事業の効果があると判断いたしましたので平成30年度は、中学1年生まで拡大し実施することとしております。

次に学校給食共同調理場の一部民間委託についてであります。

このことにつきましては、平成29年9月定例会におきまして、行政報告を行いましたとおり学校給食業務のうち「調理業務と配送業務」を平成30年度から民間委託を導入することとなりました。

民間委託の実施にあたってはPTA代表を始めとする給食業務に関係する8名による選定委員会を設置し応募のあった4業者から選定を行いました。その結果、近隣市町でも実績のあるハーベストネクスト株式会社福岡支店に決定いたしました。

現在、平成30年度からの委託に向け業務負担区分の確認や現場研修が行われております。なお、現職の調理員、運転手の委託業者への採用も決定しております。

次に豊翔館のあり方についてであります。

豊翔館のあり方については、これまで平成19年及び平成24年に協議・検討を行い、存続という結果となっております。

しかし、現在、豊翔館を取巻く状況は大きく変化しており平成29年度に再度検討委員会を設置して協議を行いました。

その結果、生徒は年々減少傾向にあり平成19年度の約半数、昭和50年代の約4分の1にまで減少しております。

更に、財政面から見た場合、生徒数の減少に起因する普通交付税の減少、施設の老朽化による改修費用の増大等も見込まれ、現在、すでに町財政を大きく逼迫している状況であ

り町立で運営していくことは難しく、廃校もやむを得ないとの結論に至りました。

ただし、現在、豊翔館の先生方が生徒確保のために尽力されているため、平成30年度に多数の入学者の確保ができ、財政負担の軽減が図れるのであれば存続の余地があることが付言されております。

よって、平成30年度の入学者数を見て存続の是非について結論を出すことにしております。

次に、文化体育総合施設整備事業についてであります。

これは、体育施設のLED化を行う事業であります。体育施設の大型照明は使用時間が長く消費電力が大きいのでLED照明に取り換えることで消費電力の削減やCO2の削減を図ることができると考えております。

また、水銀を使った製品の製造や輸出入が2020年までに原則禁止されることもあり体育館・町民グラウンド・テニス場・弓道場の水銀灯をLED化する計画をしております。

次に、上下水道事業についてであります。

上下水道は、日常生活に欠かすことのできないライフラインであり、少子高齢社会を迎え、人口減少に伴う水需要の減少による事業経営の悪化、施設の老朽化や深刻化する技術者不足などの問題に対し、基盤の強化を図らなければなりません。

そのため、上水道事業は、安全で安心して飲める水道水の安定供給を目標とし、下水道事業は、生活環境の改善および公共用水域の水質保全を目標とした整備を進めてまいります。

今後の上下水道事業につきましては、経費節減の取り組みや、将来的に持続可能で効率的な運営管理に向けた、「広域化・共同化計画」等も視野に入れながらライフラインの確保に努めてまいります。

以上、町政運営に関する私の基本的な考えと主要施策の概要について申し上げましたが、取り組みに当たりましては、これまで同様、職員一丸となって頑張っておりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で町長の施政方針表明を終わります。

次に、日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり議会の意見を求められております。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め原案どおり決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第5 議案第3号及び日程第6 議案第4号の2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第3号及び日程第6 議案第4号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第3号及び日程第6 議案第4号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。

現鞍手町固定資産評価審査委員であります、土橋幸夫氏及び黒瀬博樹氏の任期が平成30年3月15日で満了することに伴い、再度両氏を選任いたしたく、議会の同意を得るものであります。

任期は、平成30年3月16日から平成33年3月15日までの3年間であります。

なお、両氏の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますので、ご参照下さい。

以上が、日程第5 議案第3号 及び日程第6 議案第4号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号及び議案第4号は、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご意義なしと認めます。よって議案第3号及び議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第3号は同意することに決定しました。

次に、議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第4号は同意することに決定しました。

次に、日程第7 議案第5号から日程第15 議案第13号までの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第7 議案第5号から日程第15 議案第13号までの9件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第5号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、鞍手町の附属機関に「鞍手町小規模企業等振興審議会」を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第8 議案第6号は、鞍手町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会に農地利用の最適化に向けた活動を推進することにより農地利用最適化交付金が交付され、この交付金は農業委員の報酬の財源に限定されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第9 議案第7号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、平成29年8月8日付の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第10 議案第8号は、鞍手町職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、国家公務員退職手当法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第11 議案第9号は、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、都道府県に国民健康保険運営協議会が設置され名称等が変更されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第12 議案第10号は、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方税法及び航空機燃料譲渡税法の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第13 議案第11号は、鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第14 議案第12号は、鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第15 議案第13号は、地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方独立行政法人法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第7 議案第5号から日程第15 議案第13号までの提案説明でありま

す。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第16 議案第14号から日程第20 議案第18号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第16 議案第14号から日程第20 議案第18号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第14号は、専決処分いたしました平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）の承認であります。

本補正予算は、ふるさと納税寄附金が昨年末に急増し、記念品に伴う報償費等の本年1月分支払額に予算不足が生じたため、1月19日付で専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、2款 総務費 1項6目 企画費のふるさと納税推進費で、8節 報償費の記念品料で400万円を、12節 役務費で郵便料及びクレジット決済手数料併せて130万8千円を、25節 積立金でふるさと応援基金積立金1,000万円を追加しております。

歳入では、17款 寄附金1項2目 指定寄附金で1,000万円を追加し、18款 繰入金2項1目財政調整基金繰入金で530万8千円を追加することで、歳入歳出予算を調製しております。

そしてこれらの要因により、歳入歳出それぞれ1,530万8千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ74億1,767万円として、1月19日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、日程第17 議案第15号は、平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）であります。

本補正予算は、歳出においては、本年度末までに3名の依頼退職の申出があったことから、2款 総務費において退職手当の追加を行うほか、3款 民生費において平成30年度から福岡県が国民健康保険の財政運営の責任主体になることに伴い、国民健康保険事業特別会計の累積赤字を解消するための繰出金を追加しております。

また、その他補助事業の確定・実績見込みなどに伴う予算の増減等を行っております。

また、歳入においては、固定資産税等の増収が見込まれることにより1款 町税の追加や町有地の売却に伴う16款 財産収入の追加などを行う一方で、各補助事業の確定・実績見込みなどにより国・県支出金や町債及び財政調整基金への繰入金等の補正を行っております。

そしてこれらの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ2,768万1千円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ74億4,535万1千円としております。

次に、日程第18 議案第16号は、平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算は、共同事業拠出金の減額に伴い、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金などの補正要因を調整し、平成30年度の国保制度改正に向けて財政の健全化を図るため、累積赤字額を解消させる法定外繰入金を計上し、歳入欠かん補填収入を減額しており、歳入歳出それぞれ6,332万8千円を減額して、予算総額を歳入歳出それぞれ25億7,251万6千円としております。

次に、日程第19 議案第17号は、平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入の増額と保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴い、広域連合納付金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ89万7千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億5,206万3千円としております。

次に、日程第20 議案第18号は、平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、現時点での事業に伴う不用額等を調製し、歳入歳出それぞれ2,631万9千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ8億3,967万6千円としております。

以上が、日程第16 議案第14号から日程第20 議案第18号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第21 議案第19号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第21 議案第19号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第21 議案第19号は、平成30年度鞍手町一般会計予算であります。

平成30年度は、町長就任2期目、2年目となる重要な年度であり、依然として厳しい財政状況にある中にも、選択と集中を行いながら、私の目指す「魅力ある、住みたい町、老若男女すべての人が笑顔で暮らせるまちづくり」のための予算編成を行っております。

まず、平成30年度一般会計予算の総額は、平成29年度と比較して、歳入歳出それぞれ5億4,942万4千円、率にして7.6%の増額となる77億6,915万5千円としております。

平成29年度当初予算から平成30年度当初予算において、大きく減額となった予算に

については、臨時給付金事業の終了や総合福祉センター福祉棟の廃止に伴う指定管理料、宮若市外二町じん芥処理施設組合の起債償還の終了に伴う負担金、あるいは補助対象事業の減少に伴う農政関係補助金などの予算が大きく減額となっております。

一方、増額となった予算は、新庁舎建設事業に本格的に着手することから関連事業費を計上したことや障害福祉サービスの利用件数の増加に伴う扶助費の増額、私立保育所拡張事業に伴う町負担金の計上あるいは体育施設の照明機器のLED化に伴う工事費を計上したことなどが増額の要因で、減額予算より増額予算の方が大きく上回った形となりました。

それでは、歳出側から款ごとに主な予算を中心にご説明します。

1款 議会費では、平成29年度は議会公用車の購入費を計上していたことから増額予算となっておりますが、平成30年度は通常予算に戻りますので、平成29年度と比較して595万9千円減額となる9,701万9千円となっております。

2款 総務費では、役場庁舎等の建替えに伴う基本設計など関連予算で1億4,064万7千円を計上するとともに、平成29年度に引き続き公共施設等整備基金への積立金1億5,034万5千円を計上しております。

また、人口減少対策の一つとして若い夫婦世代等に対する賃貸住宅家賃補助金を平成29年度の60万円から480万円に増額計上しております。

さらに、平成29年度取り組みました先駆的空き家対策モデル事業に基づく空き家の流通促進事業の具現化を図るための予算79万1千円を計上しております。

その他、選挙費においては、平成31年4月に行われます県知事・県議会議員選挙の関連予算418万5千円を計上しております。これらの要因により、2款 総務費全体では、平成29年度と比較しまして1億8,270万3千円増額となる12億2,738万3千円を計上しております。

次に、3款 民生費では、社会福祉総務費において、平成29年度に社会福祉協議会職員の退職者があったことから、退職金を社会福祉協議会補助金に含んでいましたが、平成30年度は退職者がいないことから退職手当等の人件費が影響し、社会福祉総務費では2,272万8千円の減額となっております。また、総合福祉センター福祉棟の廃止に伴い、指定管理料が減額となり、総合福祉センター施設費で1,714万9千円の減額、さらに臨時福祉給付金給付事業の終了により臨時福祉給付金給付事業費で6,171万8千円の減額となっております。

一方、障害福祉サービス費において訪問系、通所系及び入所系サービスの利用者あるいは利用回数の増加により、平成29年度と比較しまして7,562万8千円増額となる4億8,025万3千円を計上したほか、私立あゆみ保育園の拡張事業に伴う町負担金4,119万7千円の増額などを計上しております。これらの要因により3款 民生費全体では、平成29年度と比較して7,366万5千円増額となる27億5,799万1千円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、し尿処理費において経年劣化に伴う衛生センターの修繕料な

どで496万5千円を増額しております。

一方、くらすて病院への運営費負担金が起債償還の終了に伴い1,238万3千円減額となったことや、廃棄物処理施設管理運営費において、平成29年度で宮若市外二町じん芥処理施設組合における起債償還が終了したことに伴い、運営費負担金が3,975万3千円減額となっております。

これらの要因により4款 衛生費全体では、平成29年度と比較して5,285万8千円減額となる8億2,776万8千円を計上しております。

次に5款 労働費については、平成29年度から計上しております若年者専修学校貸付費121万1千円を計上し、同額としております。

次に、6款 農林水産業費では、水田農業担い手機械導入支援事業や活力ある高収益型園芸産地育成事業等の補助事業において、営農者等からの要望が少なかったことから6款農林水産業費全体では、平成29年度と比較して7,733万8千円減額となる1億9,636万1千円を計上しております。

次に、7款 商工費では、商工会補助金において、平成30年度が商工会青年部よる星空シアター開催年となっていることや地域振興券の発行額を平成29年度より1,000万円増額し、7,000万円としたことによるプレミアム部分の増額などを行っております。

これらの要因により、7款 商工費全体では、平成29年度と比較して319万円増額となる4,201万9千円を計上しております。

次に、8款 土木費では、平成29年度橋梁維持費において、「石ヶ崎橋」及び「道中前橋」分の補修工事費等1,320万5千円や西川改修事業費における「たぶの木橋」道路嵩上げ工事に伴う町負担金733万4千円が減額となる一方で、住宅管理費において鞍手町営住宅等長寿命計画に基づき、泉水団地改良住宅の外壁塗装工事12棟及び屋上防水工事11棟に取り組むことから地域住宅交付金事業費に5,245万8千円計上しております。

これらの要因により、8款 土木費全体では、平成29年度と比較して2,308万3千円増額となる6億1,407万8千円を計上しております。

次に、9款 消防費では、常備消防費において購入後13年を経過している救助工作車の更新に伴い直方鞍手広域消防事務組合への負担金で2,334万1千円増額となったほか、非常備消防費では、平成30年7月に行われる福岡県消防操法大会へ鞍手町消防団が出場することから、大会出場に伴う関連予算を計上しております。

これらの要因により、9款 消防費全体では、平成29年度と比較して3,299万3千円の増額となる3億2,984万1千円を計上しております。

次に、10款 教育費では、教育総務費においては、平成29年度から中学2年生及び3年生を対象に導入している英語教育支援事業において、平成30年度からは中学1年生まで拡大するため事業費を増額計上するほか、小学校費においては、平成29年度に雨漏りの激しい剣南小学校と剣北小学校の2校の屋上防水工事を行いました。平成30年度は残る古月小学校、新延小学校及び室木小学校の屋上防水工事費で2,873万9千円を計

上しております。

社会教育費では、公民館費の公民館施設整備事業費にエレベーター改修工事費で1,556万4千円を計上したことや、文化財保護費に伊藤常足旧宅保存整備事業費に2,107万9千円を、さらに新庁舎建設に伴う石炭資料展示場移転事業費で4,041万7千円などを計上しております。

また、保健体育費の体育施設費では、町立体育館や町民グラウンドなどの体育施設の照明については、LED化とするための工事費5,043万円を計上しております。

さらに、学校給食総務費については、給食コンテナ運搬車2台の購入費1,387万8千円を計上しております。

これらの要因により、10款 教育費全体では、平成29年度と比較して1億5,820万円の増額となる7億783万3千円を計上しております。

次に、12款 公債費では、鞍手中学校整備に伴う過疎対策事業債の元金償還が本格的に始まることなどから、公債費全体では、平成29年度と比較して2億1,174万5千円の増額となる9億5,665万円を計上しております。

以上が、平成30年度の一般会計歳出予算の概要であります。

一方、これに対する歳入につきましては、国が示す平成30年度地方財政計画や財政見通しに基づき積算を行っておりますが、依然として地方財政は厳しい状況にあり、地方交付税をはじめ、国、県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない予算構成になっております。

自主財源の主なものである1款 町税は、平成29年度と比較して、個人住民税で149万5千円、法人住民税で2万3千円の減額となっておりますが、固定資産税では町内企業における家屋や設備投資が増えたことなどにより3,133万7千円の増額と見込み、1款 町税全体では3,161万円増額となる18億312万9千円を計上しております。

また、17款 寄附金におきましては、平成29年度のふるさと納税寄附金の決算見込みと更なる寄附額の増額を見込み1,000万円増額となる2,000万1千円を計上しております。

これに対します依存財源の主なものである10款の地方交付税につきましては、平成30年度の国の地方交付税の総額が1兆685億円となり、平成29年度と比較し3,213億円、率にして2.0%減額となっておりますが、本町においては、鞍手中学校整備に係る過疎対策事業債等の元利償還が本格的に始まり、元利償還金に対する交付税算入分が基準財政需要額に算入されることから、平成30年度の地方交付税は、平成29年度と比較して1億8,000万円増となる23億3,000万円計上しております。

また、21款 町債におきましては、平成30年度の地方債計画による市町村の臨時財政対策債の増減率は、マイナス1.5%となっていることから、平成29年度と比較して1,100万円減額となる2億3,400万円とする一方で、平成30年度事業として、社会体育施設の照明LED化や新庁舎建設に伴う石炭資料展示場移転事業などに伴い、過疎対

策事業債を1億9,370万円増額としたことから、町債全体では1億9,130万円増となるとなる6億7,680万円を計上しております。

そしてこれら歳入要因を充てても不足する財源6億2,719万1千円を、18款 繰入金の財政調整基金繰入金に計上し、歳入歳出予算を調製しております。

以上が、日程第21 議案第19号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第22 議案第20号から日程第29 議案第27号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第22 議案第20号から日程第29 議案第27号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第22 議案第20号は、平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、国民健康保険制度の改正により、歳入から国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金と、歳出から後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金を廃止し、歳出に国民健康保険事業費納付金を新設し、関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ19億8,403万1千円としております。

次に、日程第23 議案第21号は、平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料の増加と保険基盤安定繰入金の増加による後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調整し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億6,557万7千円としております。

次に、日程第24 議案第22号は、平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ70万7千円としております。

次に、日程第25 議案第23号は、平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算は、古月処理分区及び中山処理分区の面整備に係る 工事費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ9億2,202万円としております。

次に、日程第26 議案第24号は、平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内11ヶ所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ9,096万9千円としております。

次に、日程第27 議案第25号は、平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ1,399万8千円としております。

次に、日程第28 議案第26号は、平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債の貸付けや過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,619万3千円としております。

次に、日程第29 議案第27号は、平成30年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億6,605万9千円に対し、水道事業費用3億5,364万円で差引1,241万9千円の黒字予算を計上しております。

当年度純利益は、346万6,599円と予測しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入3,173万1千円に対し、資本的支出1億7,321万4千円で差引1億4,148万3千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することとしております。

以上が、日程第22 議案第20号から日程第29 議案第27号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第30 議案第28号及び日程第31 議案第29号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第30 議案第28号及び日程第31 議案第29号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第30 議案第28号は、地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更であります。

本定款の変更は、地方独立行政法人法が改正されたことに伴い、本定款の一部を変更するものであります。

次に、日程第31 議案第29号は、地方独立行政法人くらて病院第2期中期計画の一部変更であります。

本計画の変更は、病院の建替え及び不足する医療機能の補完について追加するもので、

「第2 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」、「第4 予算、収支計画及び資金計画」、「第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項」につきまして変更を行うものであります。

なお、変更内容は、評価委員会に意見を求めまして、適当であるとの意見をいただいております。

以上が、日程第30 議案第28号及び日程第31 議案第29号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日8日から11日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日8日から11日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会13時59分